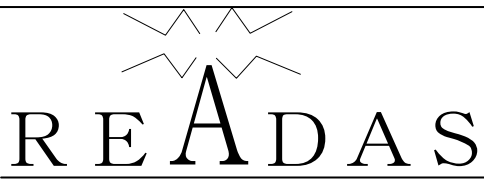


第 4961 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 4月11日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 米国に住む娘に不動産の贈与をする場合

**Q**：私の娘は、米国人と結婚して米国に住んでいます。国籍も米国籍です。この娘に米国にある私の不動産を贈与したいと思っていますが、贈与税はかかりますでしょうか？

**A**：贈与税の納税義務が生じます。

### 【解説】

贈与税では、納税義務者を次のように区分して、課税対象財産を定めています。

#### (1) 無制限納税義務者

贈与により取得した財産の全てが課税対象となる者で次の者をいいます。

① 贈与により財産を取得した個人で、その財産を取得したときにおいて、日本国内に住所を有している者

② 贈与により財産を取得した次の個人で、その財産を取得した時において日本国内に住所を有しない者

(イ) 日本国籍を有する個人(その者又は贈与者が贈与前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある場合に限る)

(ロ) 日本国籍を有しない個人(贈与者が贈与の時において日本国内に住所を有していた場合に限る)

#### (2) 制限納税義務者

贈与により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において、日本国内に住所を有していない者((1)②を除く)は、日本国内にある財産のみが課税対象になります。

お尋ねの場合は (1)②(ロ)に該当しますので、贈与税がかかってくることになります。

